委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月11日

□中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	
	○知事	●市区町村長等
2. 都道府県名	埼玉県	
3. 市区町村名	さいたま市	
4. 届出番号	11	
5. 独自利用事務の事例番 号	108-5	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	https://www.city.saitama.jp/006/007/002/020/p048555.html	

執行機関名 さいたま市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活 用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で 定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援 給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるも の(身体障害者自動車運転免許取得費補助事業に関する事務)
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		さいたま市個人番号の利用に関する条例別表第2 第10の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援 給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるも の
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法 律第123号)第1条	さいたま市身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法 その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、 <u>障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進</u> を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	この要綱は、 <u>身体障害者</u> が就業等のため、自動車運転免許を取得することに対し、当該免許の取得に係る <u>費用の一部を助成</u> することについて、さいたま市補助金等交付規則(平成13年さいたま市規則第59号)に定めるもののほか、必要な事項を定める。
⑦独自利用事務の関連規範		さいたま市身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付要綱